

## 障害者控除対象者認定書の交付

〈問合せ〉  
保健課  
介護・高齢者支援係  
☎75-4960

認定書の提示で所得控除を受けられるように

所得税や住民税（市県民税）の申告をする際に提示すると、**要介護認定者本人またはその扶養者が所得控除（障害者控除または特別障害者控除）を受けることができます。**

※所得税または市県民税の控除対象者としてのみ適用を受けるものであり、その他の制度やサービス等における対象となるものではありません。

### 対象者

障害者手帳等をお持ちでない介護保険要介護認定者で、要介護1～5に認定されている人のうち、一定の要件にあてはまる人

### 申請方法

申請できる人 ▶ 本人または親族

申請窓口 ▶ うきは市役所西別館  
保健課・介護高齢者支援係  
うきは市民センター2階  
浮羽市民課

必要なもの ▶ 申請者の印鑑

※申請をいただいてから1週間程度お時間をいただく場合があります。ご了承ください。



## 国民年金保険料の納付に口座振替を利用しませんか？

〈問合せ〉  
市民生活課 国保・年金係  
☎75-4973

口座振替を希望する方はお申し出ください

口座振替には、当月分保険料を当月に振替納付することにより、月々50円割引される「**早割制度**」や、まとめて前払い（前納）すると年金保険料が割引になる「**6か月前納**」「**1年前納**」「**2年前納**」があります。

口座振替をご希望の方は、基礎年金番号通知書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ち参のうえ、年金事務所またはうきは市役所にお申し出ください。

新たに  
令和6年4月から  
口座振替での前納  
をご希望の方

●年金事務所あて  
**2月29日(木)まで**  
※**必着**

※書類等に不備がない状態で

●うきは市役所にて申し込み  
**2月22日(木)まで**

※継続の方は、変更がなければ  
申込みの必要はありません。

詳しくは日本年金機構  
ホームページをご確認  
ください↓



※保険料の一部免除された方は、口座振替の前納制度をご利用いただけません。

※初めて口座振替で前納制度をお申込みされる方で、直前の1カ月の保険料が未納の場合、前納保険料額と同時に定額で振替となりますので、残高不足とならないようご注意ください。残高不足で口座からの振替ができなかった場合は次の前納月（初回振替月が4月の6カ月前納は次の10月、初回振替月が10月から3月の6カ月前納・1年前納・2年前納の場合は翌年4月）までの間、割引が無い翌月末振替になります。